

熊本市市民公益活動支援基金

寄附金付自動販売機設置のしくみ

この基金への寄附金は、法人税法第37条第3項第1号及び
所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金に該当します。

設置のお申し出

既に自動販売機を
設置されている方

寄附金付の自動販売機
である広告をつけます

機器が変更になる場合もあります

新たに
設置される方

お打ち合わせの後
広告付の機器を設置します



設置後のながれ

飲料ベンダー

熊本市

従来の商品の補充を行います

毎月、売上の計算を行い
寄附相当額を
お預かりします

寄附額は飲料ベンダーとの
契約のなかで決定します

寄附相当額を
差引いた売上額

寄附相当額

3月末と9月末の2回
まとめて基金に寄附
されます

半年間
お預り

熊本市市民公益活動支援基金

設置者様

従来どおり
支払われます

寄附金領収証
〒****,***

領収証の発行